

第三節 書面による手続の特例の定め

1. 磁気ディスクへの記録の求め

- (1) 第二節「1. オンラインシステムを使用して行うことができる手続」で述べた特定手続のうち、(1)、(3)から(43)まで及び(48)、(58)、(59)の手続（ただし、(39) a にあつては特許（登録）料の納付、(48)にあつては物件の提出のみの補正及び手数料の納付のみの補正を除きます。）を書面の提出により行うときは、登録情報処理機関に対し、書面に記載した事項を磁気ディスクに記録すべきことを、当該手続をした日から30日以内に求める必要があります（特例法7(1)、9(3)、例施規31）。
- (2) 磁気ディスクへの記録の求めは、次の a から d の事項を記載した書面を提出することにより行います（例施規34）。
- a 磁気ディスクへの記録を求める者及びその代理人の氏名（名称）、住所（居所）、法人にあつては代表者の氏名
 - b 磁気ディスクへの記録の求めに係る書面の提出の年月日
 - c 次のいずれかの番号
 - ・ 特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願の番号（ただし、出願の番号の通知がされていないときは、その出願の願書に記載した整理番号又は国際出願の番号）
 - ・ 書換登録の申請の番号
 - ・ 審判の番号
 - ・ 実用新案登録の登録番号
 - ・ 意匠登録の登録番号
 - ・ 商標登録の登録番号
 - d 磁気ディスクへの記録を求める旨
- (3) 磁気ディスクへの記録を求める者は、政令で定める額の手数料（電子化料金）を登録情報処理機関に納付します（特例法40(1)①、手数料令5(1)①）。
- 1件につき1,200円に書面1枚につき700円を加えた額
- (4) 磁気ディスクへの記録の求めについては、書面による手続が特許庁に受付られた日から2週間程度で、登録情報処理機関が手続者に送付する電子化料金の払込用紙を用いて行うことができます。

2. 磁気ディスクへの記録の求めの手続に不備等がある場合の補正命令等

- (1) 手続が上記1.(2)の方式に違反しているとき又は上記1.(3)の手数料の納付がないとき若しくは不足するときは、特許庁長官は、特定手続を書面の提出により行った者に対して磁気ディスクへの記録の求め又は手数料の納付について手続の補正を命じます（特例法7(2)）。
- (2) 補正命令に対し、指定された期間内にその補正手続がなされないときは、当該手続を却下することになります（特例法7(3)）。

3. ファイルに記録された事項が書面に記載された事項と同一でない場合のその旨の申出

書面手続の書面に記載された事項は特許庁の電子計算機に備えられたファイルに記録されますが（特例法 8 (1)、例施規32）、何人も、ファイルに記録された事項が書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、特許庁長官に対し、その旨を申し出ることができます（特例法 8 (4)）。上記の申し出を含め特許庁長官は、ファイルに記録された事項が書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正します（特例法 8 (3)）。